



消防だより 119

春の全道火災予防運動

4月20日(日)から30日(水)までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、冬から春へと季節が移り変わることで、空気が乾燥し、火災が特に発生しやすくなる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、実施するものです。



消防支署では期間中、住宅用火災警報器の設置呼びかけや消防サイレンの吹鳴など、安全で安心な街づくりを目指し、各種行事を予定していますのでご協力をお願いします。

火入れの季節 となりました

春は、新しい息吹が芽生えるとともに、枯れ草が目につく季節でもあります。

この時期は空気が乾燥しており、農地等での枯れ草焼きの最中に、周囲に一気に燃え移るなど、ちょっとした不注意で火災になる危険性が高く、消防車の出動する機会が最も多い時季となります。

火入れを行う場合は、まず、洞爺湖町役場(環境課)へ焼却内容の連絡を行い、消防支署へ届出をしてください。

なお、一般家庭から出るゴミの焼却や住宅街での枯れ草焼きは、周辺住民への迷惑となるので行わないようにしてください。



付けましたか? 住宅用火災警報器!

火災による「逃げ遅れ」からあなたを守るため、消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

特に就寝中火災が発生した場合は、発見の遅れから、避難が遅れる可能性が高く、住宅用火災警報器を設置していることで、火災の発生を素早く察知し、消防機関への通報と避難行動が早まります。あなたの大切な家族や財産を守るためにも、必ず設置してください。

ご質問や問合せ等がありましたらお気軽に、洞爺湖支署(☎76-2119)・洞爺出張所(☎87-2119)へご相談ください。


また、西胆振消防組合や洞爺湖町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

西胆振消防組合ではホームページを開設しています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消防器点検内容、各種届出・申請様式(ホームページからダウンロードできます)などが掲載されています。

今後、利用者の利便性を考慮しながら内容を充実していきますので、ぜひ、ご利用ください。西胆振消防組合ホームページアドレス <http://www6.ocn.ne.jp/~nfd119/index.html>

fire



平成26年1月1日～
2月28日現在

- 火災件数 0件
- 救急件数 77件

統一標語
「消すまでは
心の警報
ONのまま」



同事業は、生活困窮者に半年間の期限付きで無利子で上限5万円を融資するもので、その原資に寄付が充てられます

社協に5万円寄付 洞爺湖ライオンズクラブ

3月6日、洞爺湖ライオンズクラブ(上原總一朗会長)が、洞爺湖町社会福祉協議会の福祉金庫事業に、5万円を寄付しました。

告 白